

生徒会 規約

2023/10/04 生徒会部

○掲示及び印刷物・文書配布に関する規定

部活動やその他の団体、個人が文書の掲示、配布を行う場合は生徒会部の許可を得て、判をもらうこと。

○ホームルーム

学級委員

学級の代表し、連絡、まとめなどの役割を果たす。生徒会役員選挙管理委員。

生徒会部

HR 委員

HR 活動の計画、運営、記録など。LHR の議長。欠席委員の代理。

生徒会部

庶務会計委員

文化祭等の会計。印刷物の学級配布。

総務、各教科

体育委員

体育諸行事の係。

生徒会部

文化委員

文化的諸行事の計画、運営など。

生徒会部

美化委員

美化、清掃管理、清掃当番割り当てなど。

保健部

保健委員

保健室との連絡。健康管理。

保健部

図書委員

図書館との連携、図書館業務。

総務部

●生徒会規約

○役員

- ・原則、会長・副会長・役員3名を選挙で選び、校長がこれを認証する。
- ・会長は生徒会を代表し、渉外事項、その他すべての会務を統轄する。
- ・副会長は会長を補佐し、会長が不在の時はその会務を代行する。

○部

- ・文化および体育に関する部の設立には、15名以上の希望生徒が生徒会に申し出をし、職員会議の承認を得ることが必要である。
- ・部は1名以上の部顧問を置かなければならない。

○選挙

- ・投票は無記名、単記によりそれぞれの役に対する立候補者中より各1名を投票する。
- ・一役員につき立候補者が1名の時は信任投票を行う。

○当選・再選挙

- ・当選は最高得票数をもって当てる。(役員は上位3名。)

●部細則

○設立

・部設立を希望する場合は下記の審査事項を生徒会に提出し、年度末の職員会議を経て学校長の承認を得なければならない。

- 1) 部の名称と主な活動内容
- 2) 年間部経費予算（必要物品、数量、金額）
- 3) 活動のため主に使用する設備、施設等
- 4) 入部希望 15 名以上の署名
- 5) 部員負担の部費（月額）
- 6) 顧問予定教員の承諾書

○活動

- ・学校の定める下校時刻以後に部活動をしてはならない。また日曜・祭日は活動を認めない。
ただし顧問の付き添いがある場合はこの限りではない。
- ・定期考査 1 週間前と定期考査中は原則として活動を禁止する。
- ・コーチ及び OB による指導は部顧問の監督下で行われなければならない。

○部の廃止・活動の停止・予算の停止等の処分

- ・当該部員に本校の名誉を損なう行為のあった場合。
- ・本校の部活動の指導方針に反する行為のあった場合。
- ・学校の設備施設に改変がありその部活動領域の確保ができなくなった場合。
- ・校内に適当な指導者が得られない場合。

○入退部及び除名

- ・入部を希望するときは保護者及び学級担任の了承を得た後、所定の手続きを行う。
- ・退部を希望するときは顧問に届け出て入部に準ずる手続きを行うこと。
- ・部はその目的に反する行動をとった部員に対して顧問と相談の上除名することができる。

○同好会

- ・同好会の設立許可は「設立」の規定に準じてなされるが設立の期日はその限りではない。
- ・活動時間・処分・入退部については部の規定に準ずる。
- ・同好会は 1 年間の活動期間をおき、部昇格の申請をすることができる。申請及び承認は「設立」の規定に基づいてなされるものとする。

○運営

- ・同好会は原則として予算の分配をうけることができない。